

平成 28 (2016) 年度 JICSNGO 支援事業申請要領

1 はじめに

一般財団法人日本国際協力システム（以下「JICS」）は、民間団体による国際協力活動の一層の発展に寄与することを目的として、開発途上国への援助活動を行う日本の中小規模 NGO・NPO^{※1}に対し、支援金による助成（JICSNGO 支援）を行っています。

平成 11 年（1999 年）度を開始し、この 16 年間で 119 団体 184 事業を支援してきた JICSNGO 支援事業では、開発援助をとりまく環境の変化や NGO・NPO 活動の多様化にあわせた広範なニーズに沿った支援をめざしています。

現地で活動するプロジェクトへの支援はもとより、これまで「ネットワーク型 NGO・NPO の実施する事業^{※2}」「団体基盤強化事業」「研修事業」「国内に活動拠点を置いた国際協力事業」への支援を導入しており、平成 27 年（2015 年）度にはスポーツを通じた途上国の開発援助事業^{※3}への支援も開始しました。

平成 28 年（2016 年）度事業からは、次のとおり、新たに支援の重点分野を設けるとともに、支援内容の見直しを行いました。

環境分野事業支援の導入

JICS では地球環境問題を重要課題と認識し、NGO・NPO の実施する環境分野事業を積極的に支援するため、新たな枠組みを設けます。

人材育成をめざした団体基盤強化事業への支援を複数年度に

中小規模の NGO・NPO がより充実した途上国支援活動をするためには、組織運営を担う人材の定着が大きな課題であるという認識のもと、継続性を重視した支援を実施します。

また、その継続的支援への取り組みを強化・促進するため、2 年度分の支援金額（上限）を増額し、180 万円とします。（1 年目：100 万円、2 年目：80 万円）

専門家による相談・アドバイス

活動初期の中小規模団体への支援の一環として、支援対象事業を実施する上で生じる課題や問題について、専門家からアドバイスを受けることができる機会を設けます。

※1 「NGO・NPO」とは、「市民主導によって活動する非政府・民間非営利の組織」であり、法人格の有無は問いません。定款等で団体の目的を確認します。

※2 JICSNGO 支援事業で定義するネットワーク型 NGO・NPO とは、「国際協力分野で活動を行う複数の NGO・NPO を対象として、それら団体活動の促進・発展を目指した活動を目的として設立された団体」を指します。

※3 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受け、文部科学省及び外務省は途上国のスポーツ分野発展事業「スポーツ・フォー・トゥモロー（Sport for Tomorrow：SFT）」を実施しています。JICS は、SFT をオール・ジャパンで推進するネットワークである「SFT コンソーシアム（SFTC）」に加入し、推進事業の一環としてスポーツを通じて途上国開発援助を行う NGO・NPO を支援します。

2 支援の対象となる団体・資格要件

- 1 主事業として次の事業を行っていること。
 - ・開発途上国での援助事業
 - ・開発途上国の開発問題に関して日本国内で行う啓発事業
 - ・開発途上国への援助事業を実施する日本のNGO・NPOの活動促進・発展のための事業

- 2 団体発足後3年以上の活動実績を有し、主たる事務所を日本に置いていること。
(法人格の有無は不問。ただし、団体の適格性・信頼性の観点からは有することが望ましい。)

- 3 過去3年間の年間事業規模が1億円未満（繰越金含む総収入）であること。
(原則として年間事業規模が3,000万円未満の団体を優先。)

- 4 定款や規程に基づいた組織運営がなされていること。

- 5 事業計画及び予算を策定し適切な会計処理を行い、Webサイト等で外部報告が適切になされていること。
(法人格を持つ団体は所轄官庁への届出も適切に対応していること。) ※1

- 6 営利活動・宗教活動・政治活動を主たる事業としていないこと。

- 7 反社会的勢力および団体ではないこと。

- 8 その他、活動内容等が審査委員会で適正であると判断された団体であること。

※1 申請時に条件を満たさない場合は、その理由と今後の整備計画をご報告ください（自由様式）

3 対象事業に求める要件

- 1 申請団体が主体的に活動する事業であり、実施管理に責任を持っていること。
- 2 申請団体以外の現地カウンターパート等が主体的に活動する事業である場合は、申請団体（日本のNGO・NPO）から適宜人員が実施事業に参加し、事業のモニタリング・評価を適切に行い、実施状況を当財団へ報告できる体制であること。
- 3 長期的な活動が必要な事業である場合、JICSNGO支援期間内だけでなく、支援期間終了後における計画・目標を持っていること。（JICSNGO支援で得た成果の拡大活動等）
- 4 人材育成をめざした団体基盤強化事業の場合は、人材の担当業務や役割が明確であり、組織運営の安定や団体活動の活性化に繋がる中期計画が準備され、目標を持っていること。
- 5 その他、JICSNGO 支援事業として適正であると判断される事業であること。

4 支援の種類・支援額

当該年度中、いずれかの分野に 1 団体あたり 1 事業の申請が可能です。

支援期間		支援額 (上限)	分野	支援の種類		支援予定 団体数
				直接 事業費	団体基盤 強化費	
単年度	1 年	100 万円	一般	○	○	6 団体
			環境	○	○	2 団体
			スポーツ振興	○	○※3	2 団体
複数年度	2 年 ※1	1 年目：100 万円 2 年目：80 万円 } ※2	人材育成 (人材育成による団体基盤強化)	×	○	2 団体
				×	○	

※1 1 年目事業終了の約 1～2 カ月前に中間報告書の提出を受け、2 年目事業への支援の可否を総合的に判断します。場合によっては継続支援を行えない場合もあります。

※2 原則として 1 年目の支援金を 2 年目に繰り越すことはできません。
但し、現地治安の悪化等による活動の休止、その他当財団がやむを得ないと判断するものは一部金額の繰越を認めます。

※3 スポーツ振興への支援は直接事業を優先します。

支援の回数について

- ・単年度支援と複数年度支援を同時に申請・実施することはできません。
- ・単年度支援は、事業内容の同一・不同一に関わらず、原則として 1 団体 3 回迄です。
- ・複数年度支援は、事業内容の同一・不同一に関わらず、原則として 1 団体 1 回迄です。
- ・単年度支援 + 複数年度支援の連続支援は 1 回に限ります（合計で 3 年を上限）。
- ・但し、これら上限回数の支援を受けた後、団体の資金で 2 年以上の活動を経て新たな課題が生じた場合は再度申請することができ、改めて上限回数まで支援を受けることができます。
- ・上述の支援回数は平成 26 年度よりカウントします。（それ以前の JICS 支援実績はカウントしません）。

5 支援対象期間

単年度支援 : 2017年3月以降 ~ 2018年3月末迄 に実施する事業

複数年度支援 : 2017年3月以降 ~ 2019年3月末迄 に実施する事業

この支援対象期間の前後に継続実施する長期事業も支援対象としますが、「支援対象期間中の活動のみを対象とした成果目標」を別途設定いただきます。

6 支援対象の事業・分野・活動

支援の対象となる事業・分野・活動は次のとおりです。

支援種類	活動場所	対象事業	対象の分野・活動
直接事業費支援	開発途上国	現地支援事業 (特定の現地事業を実施するための基盤整備事業含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健衛生 ※1 ・農・林・畜産・水産による地域開発 ・貧困対策 ・教育／啓発 ・自立支援（女性、障がい者、少数民族等） ・難民支援 ・環境 ※2 ・スポーツを活用した上記分野への開発協力事業※3
団体基盤強化費支援	日本国内	組織基盤の安定・強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成 マネジメント能力向上等 ・組織強化 スタッフ雇用の安定化、ガバナンスの強化、事務局体制整備等 ・支援者拡大 HP等広報媒体の制作、イベント企画、情報整備・管理等
直接事業費支援		啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国の開発問題 ・難民問題 ・平和構築問題 ・環境 ・スポーツを活用した上記分野への開発協力事業※3
		ネットワーク型事業	<ul style="list-style-type: none"> ・NGO・NPOの能力強化 ・行政、企業、教育機関等との協働促進等

※1 医療行為を伴う活動は、NGO・NPOと現地受入機関の責任において実施されるものであり、活動国の法規制等に基づく適切な内容であることが条件です。

※2 環境分野の支援対象事業は下表のとおりです。途上国での活動から得られた知見や成果を国内に活かした啓発活動等も対象ですが、現地支援事業を優先します。

※3 スポーツを活用した開発事業の場合、次の点を考慮した事業を優先します。

- ・スポーツを手段として活用した開発協力（教育活動促進、ジェンダー対応、国民融和、民族間融和等）を進める事業
- ・開発途上国での実施事業（継続性、自立発展性が認められる事業）

環境分野の支援対象事業

対象事業	対象の分野・活動
自然保全・復元	自然地域保護、野生生物保護・生息地保全等
森林保全	森林保全、植林・緑化活動、里山の保全等
砂漠化防止	砂漠地での植林緑化、灌漑等
環境保全型農業	農林複合経営推進、自然農業技術に関する活動等
地球温暖化防止	再生可能エネルギー利用促進、温室効果ガス排出抑制等
循環型社会の形成	廃棄物適正処理、不法投棄防止、リサイクル等
環境保全	大気汚染・水質汚濁防止、海洋環境保護、土壌汚染対策等
環境教育（国際協力）	環境保護意識改善・啓発等の教育促進、環境保全活動の人材育成等
総合環境保全活動	環境政策提言、各分野の協働による環境への取組支援等

7 支援対象の費用

1 支援の対象となる項目は次のとおりです。（前項6の一覧を参照）

- (1) 直接事業費
- (2) 団体基盤強化費

2 支援対象経費

(1) 支援対象となる費用項目と内容は次表のとおりです。

No.	費用項目	内 容
1	人件費	団体関係者の人件費（現地傭人含む）
2	諸謝金	外部講師、通訳、翻訳、原稿料等
3	委託費	業務を外部委託した費用（広報媒体企画制作等）
4	資機材費	資材（材料）、機材、部品等の購入費、（機材の修理費含む）
5	消耗品費	什器・文具などの消耗品購入費
6	賃借料	機材・車両・会議スペース・事務所等の借上
7	旅費・交通費・宿泊費	事業の実施のための移動に伴う交通・宿泊・保険
8	通信・運搬費	電話、サーバー等の使用料、書類郵送・機材輸送費等
9	印刷・製本費	広報媒体、会議資料等の印刷・製本費
10	その他	事業の実施に必要な費用で上記に分類できない費用

《注意》

費用は、事業の実施に必要な不可欠であり、使用目的が明確・適切であること、価格が妥当であるものが対象です。
必要に応じて次の書類を提出し、書類が準備できない場合はその理由書を添付してください。
提出書類の詳細は「申請書作成ガイド」でご確認ください。

見積書（原則として2社以上を比較し最安値を採用）

取得が困難な場合は、価格の妥当性を証明する資料（過去の購入実績書類、カタログやホームページ情報のプリント等）

仕様書

機種・仕様、現地の実情に即していることを証する書類、理由書等

規程、契約書

契約の締結により発生する費用（人件費・諸謝金・賃借料等）は、規程または契約書（写）
但し、契約の締結が困難な場合は、その理由と価格の妥当性を証する別の書類で補完

(2) 支援対象外の経費は次のとおりです。

- 事前調査及び研究、調査のための費用
- 寄贈を主目的とする建物の建設費、物品の購入費用
- 用地取得費用
- 親睦会・懇親会の開催・飲食費用
- 旅費のうち、旅券取得費用
- 人件費のうち、福利厚生を目的とした手当
- その他 JICSNGO 支援に該当しないと判断される費用

8 申請方法

1 提出書類の受付期間

2016年7月21日(木) ~ 8月18日(木)

《郵送提出》

対象書類 : 全種類

締切 : 2016年8月18日(木) 当日消印有効

(持参する場合の受付時間 10:00~12:00、14:00~17:00)

《メール提出》

対象書類 : 以下2 提出書類の一覧「No.1、1a、1bの申請書類一式」

締切 : 2016年8月18日(木) 24:00

(注) 郵送とメール、両方での提出が必要です。

2 提出書類

下表の全ての書類を郵送で各2部お送りください。

また、No.1、1a、1bの当財団所定様式は郵送とともにメールでもお送りください。

申請書類の提出チェックシートでも詳細をご確認ください。

No.	提出書類	備考
必 須	1 申請書類一式(所定様式)	
	1a <事業補足書類(団体基盤強化事業)>	団体基盤強化事業の場合に必要
	1b <事業補足書類(実施中・済事業)>	実施中(実施済)事業等の場合に必要
	2 申請費用の金額根拠書類(見積等)一式	添付書類No.を付すこと
	3 事業報告・決算書/事業計画・予算書	2014年度、2015年度/2016年度
	4 定款	法人格未取得の場合は団体規約等
	5 登記簿謄本(3ヵ月以内取得、コピー可)	法人格未取得の場合は役員名簿等
6 団体規程・就業規則	ない場合は理由と整備予定を申請書内に記入	
補 足	7 実施体制図	申請書内に記載する他に補足説明等がある場合
	8 業務従事者経歴書	
	9 その他補足資料	

3 申請書類の入手方法

上記2の表中「1.申請書類一式」「1a、1b事業補足書類」は当財団の所定様式があります。次のホームページにアクセスしてダウンロードしてください。

ホームページから入手できない場合はe-mailでファイルを送付しますので、以下にご連絡ください。

【ダウンロード】 http://www.jics.or.jp/jigyou/ngo/boshu_28_01.html

【ファイル送付】 e-mail : shienngo@jics.or.jp

メールの件名を「H28JICSNGO 申請書希望+ (団体名)」としてください。

4 提出先

(1) 郵送 (上記2表中に示す全ての書類)

〒162-0067

東京都新宿区富久町 10 番 5 号 新宿 EAST ビル 2 階

一般財団法人 日本国際協力システム

総務部総務課 JICSNGO 支援係

TEL : 03-5369-7480 FAX : 03-5369-6961

(2) メール (上記2表中の「1 申請書類一式 (1a、1b含む)」データ)

e-mail : shienngo@jics.or.jp

メールの件名を「H28JICSNGO 応募+ (団体名)」としてください。

5 書類提出に関する留意点

(1) 申請書類一式へ記入する内容は「申請書作成手引き」で確認してください。

(2) 提出書類はA4 (またはA3) サイズに揃えてください。

事業報告・決算報告書等が広報冊子の一部に掲載されている場合等は、該当部分をA4用紙にコピーし提出してください。

(3) 書類はステープラー止めをせずクリップ等で止めてください。 (審査の際に必要な部数のコピーをとるため)

(4) 審査・選考期間中、申請内容について照会をする可能性があります。 応募の際にコピーをとって団体に保管してください。

(5) 提出書類は返却いたしません。

9 審査・選考方法・スケジュール・結果通知

1 審査・選考方法

書類による審査です。

ヒアリング等を実施しませんので、団体の考えや実施する事業の内容等を書類の中でわかりやすく説明してください。

支援先は、当財団関係者による申請書類の確認と一次審査を実施した後、外部審査委員も含めた審査委員会にて決定します。

選考スケジュール（予定）



2 審査・選考期間中の留意点

選考期間中、提出書類の内容について照会をする場合があります。

書類に記載した連絡先を不在にする場合は、確実に連絡のとれるメールアドレス等を事前に当財団へご連絡ください。

3 選考結果の通知

選考の結果は、採択・不採択に関わらず、郵送または e-mail で通知します。

選考理由等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

10 採択決定から支援事業開始までの流れ

採択された団体が、支援対象事業を開始するまでに行う手続きは次のとおりです。



※1 実施方法・スケジュールに関し、申請時点からの変更の必要性等を確認するとともに、審査委員会におけるアドバイス等に沿って最終計画を検討していただきます。

11 申請事業の確認ポイント

1 審査・選考の際は、下記のポイントを中心に確認し、総合的に判断します。

(1) 団体の適格性（設立背景／理念、組織体制、収支構造、活動内容、活動実績等）

- ① JICSNGO 支援事業の対象団体であり、資格要件に合致しているか。
- ② 理念・上位目標を持った活動をしているか。
- ③ ニーズに即した活動を行い、開発途上国に寄与する実績を有しているか。
- ④ 健全な組織体制を有し、会員・市民に支えられて活動する団体として、活動内容や収支報告等の情報を積極的に公開しているか。

(2) 申請事業の妥当性（事業内容・計画）

共通

- ① JICSNGO 支援事業の趣旨、目的、対象国、事業分野、実施期間に適合しているか。
- ② JICSNGO 支援事業で解決すべき課題を明確に把握し、その課題を解決するための具体的な活動計画・成果目標が立てられているか。
- ③ JICSNGO 支援事業の計画を実施し、成果目標を達成する体制が整っているか。
- ④ 事業の実施時期、実施スケジュールは適切か。
- ⑤ 予算の積算根拠が明確であり、支援金の使用目的や価格が妥当であるか。

直接事業

- ⑥ 活動対象のニーズに即し、団体のミッションや規模にあった妥当な計画か。
- ⑦ 課題の解決が見込めるか。また、一過性の支援に終わらず、明確なビジョンを持ち、JICSNGO 支援事業で得た成果の波及効果を期待できる計画を立てているか。
- ⑧ 裨益者が限定されていないか。裨益対象の広がりを期待できるか。

団体基盤強化

- ⑨ JICSNGO 支援事業の実施が組織運営上の課題改善・解決に繋がる計画であるか。
- ⑩ 明確なビジョンを持ち、中長期的な活動計画、目標を設定しているか。
(一時的な資金補填に留まらず、JICSNGO 支援事業を足掛りとした中長期計画を持っているか。または、団体のこれまでの活動成果の更なる拡大を期待できる事業であるか。)

(3) その他

- ① JICSNGO 支援が団体事業の実施において果たす効果・貢献の程度は高いか。
- ② 書類の記載内容は正確であるか。

2 複数年度支援（人材育成を目指した団体基盤強化事業）では、上記 1 に加えて次の点がポイントとなります。

（1）申請事業の妥当性（事業内容・計画）

- ① 育成する人材候補が確保されているか。（長期的に従事する意思を持つ人材が望ましい）
- ② 対象の人材が担う役割・業務が明確か。また、その人材の活用計画が組織運営の安定化に繋がる中期計画に沿った内容であるか。
- ③ 対象の人材が担う 2 年目事業における役割・業務は、1 年目の成果拡大を目標とした計画か。
- ④ 支援終了後も人材を継続雇用するために必要な収入の確保計画を持っているか。

12 事業開始後の報告義務等

事業開始以降は以下について対応いただくことになり、これらを怠った場合は支援金の返還を求められることがあります。報告内容、指定様式については採択団体へ別途案内します。

1 報告・周知義務

- (1) 中間報告
事業実施期間中の進捗状況、成果達成具合、以後の見通し等の報告を行う。
(複数年度支援の場合はこの報告で次年度の継続支援の可否を判断します。)
- (2) 完了・会計報告
事業完了後 1 ヶ月以内に実施内容、成果の達成度、効果、今後の課題等について報告を行うとともに、支援金の精算を行う。(完了報告書は当財団ホームページへ掲載予定)
- (3) 活動報告・意見交換会への参加
事業完了の翌年度(2018年秋 予定)に開催する活動報告会に参加し、事業の実施状況と成果、支援完了後の成果拡大等の動向や今後の課題、目標について報告する。
(この報告会はNGO有識者や関係者との意見交換や参加者同士のコミュニケーションを図る機会にもなっています。出席は1団体あたり1~2名、旅費は当財団負担です。)
- (4) 計画を見直す場合の事前報告
やむを得ず計画変更の必要が生じた場合は、事前に当財団へ報告を行い承認を得る。
- (5) 支援事業の広報と広報媒体への制作協力の明記
JICSNGO 支援対象事業実施の決定と活動状況をホームページ等の広報媒体で周知し、事業終了後にはその成果や今後の課題等も周知する。
また、チラシや冊子などの印刷物、ホームページを制作した場合は、その対象となる媒体にJICSNGO 支援で制作したことを明記すること。
- (6) 団体の訪問
JICSNGO 支援対象事業の進捗や活動の様子を確認するため、団体を訪問させていただく場合があります。ご協力をお願いします。

2 支援金の返還

当財団の事前承認を受けず、次の事項が生じた場合は支援金の返還を求められることがあります。

- (1) 事業実施の対象期間中に使用されない場合
- (2) 当財団の承認した内容と異なる用途があった場合
- (3) その他信義に反すると判断された場合

3 相談の受付

支援事業の実施期間中に生じた課題や疑問などを専門家に相談いただける機会を設けます。実施方法の詳細は採択団体に後日ご案内します。

13 その他

1 安全管理

業務従事者の安全管理・保険加入等は NGO・NPO の規定等により団体の責任において実施してください。特に海外活動の際は情報を収集し十分な安全確保に留意してください。

2 情報開示・公開

支援団体とその事業の概要は、当財団ホームページに開示します。
また、支援対象事業で報告された内容については当財団の広報に使用することがあります。

3 個人情報の取扱い

申請にあたり皆様からお預かりする個人情報は、以下のとおり取り扱います。
以下の個人情報の取扱いを確認・同意の上でご提供をお願いします。

(1) 利用目的について

選考に必要な情報として提供いただいた個人情報は、当財団の個人情報保護関連規程に基づき取り扱い、選考目的以外での利用はいたしません。

(2) 個人情報の委託について

提出いただいた個人情報は、選考の一部を委任する外部有識者に委託します。委託にあたっては、個人情報保護に係る覚書等を取り交わし、皆様の個人情報を適正に管理できるようにいたします。

(3) 個人情報の第三者提供について

提出いただいた個人情報は、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意を得ないで第三者に開示、提供することはありません。

(4) 開示請求、訂正、削除、利用停止等について

開示請求、訂正、削除等をご希望される場合は、当財団ホームページの「開示に応じる手続き」をご参照ください。

(5) 個人情報に関する管理責任者およびお問い合わせ、苦情相談窓口

<管理責任者> 一般財団法人日本国際協力システム 業務執行理事

<苦情相談窓口> 総務部総務課

住所：下記4に記載のとおり

TEL：03-5369-6960 E-mail：jics@jics.or.jp

4 問い合わせ先

〒162-0067

東京都新宿区富久町 10 番 5 号 新宿 EAST ビル 2 階

一般財団法人 日本国際協力システム

総務部総務課 JICSNGO 支援事務局

TEL：03-5369-7480 FAX：03-5369-6961

E-mail：shienngo@jics.or.jp

(メールの件名を「H28JICSNGO 照会+(団体名)」としてください。)

以上